

令和 8 年 度

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会

通 常 総 会 資 料

日 時：令和 8 年 5 月 1 6 日 (土) 午前 1 0 時

場 所：花見川保健福祉センター 3 階 大会議室

総 会 式 次 第

1 開 会

2 区 連 協 会 長 挨 拶

3 功 労 者 表 彰

4 来 賓 祝 辞

5 議 長 選 出

6 議 事 録 署 名 人 選 出

7 令和7年度千葉市花見川区町内自治会連絡協議会通常総会 における報告事項

8 議 案 審 議

(1) 議案第1号 令和7年度事業報告・・・・・・・・・・P4～P12

(2) 議案第2号 令和7年度収入支出決算報告・・・・・・・・P13

(3) 議案第3号 令和7年度収入支出決算監査報告・・・・・・・・P14

(4) 議案第4号 令和8年度会長及び副会長（案）の承認について・P15

(5) 議案第5号 令和8年度監事の選任・・・・・・・・・・P16

(6) 議案第6号 令和8年度主要事業方針（案）・・・・・・・・P17～18

(7) 議案第7号 令和8年度収入支出予算（案）・・・・・・・・P19

9 そ の 他

(1) 千葉市花見川区町内自治会連絡協議会会則・・・・・・・・P20～P23

(2) 令和7年度花見川区町内自治会連絡協議会要望事項

千葉市町内自治会連絡協議会要望事項・・・・・・・・・・P24～P44

10 閉 会

令和 8 年度

功 勞 者 氏 名

(順不同・敬称略)

地区連絡協議会会長の部

地 区 連 絡 協 議 会 名	氏 名

町内自治会長の部

中 学 校 区 名	町 内 自 治 会 名	氏 名

花見川区町内自治会会長 様

花見川区町内自治会連絡協議会会長

町内自治会未加入者による、ごみステーションの利用について

令和7年度千葉市花見川区町内自治会連絡協議会において、「町内自治会未加入者による、ごみステーションの利用について」ご意見を頂戴したが、その後、市の所管課である収集業務課に見解を確認したため、次のとおり報告する。

1 ごみステーションの管理

- (1) ごみステーションは、各町内自治会等で管理いただいておりますが、利用に当たっては、誰でも自由に利用して良いということではなく、各町内自治会等で決めたルールを遵守していただく必要があると考えています。
- (2) ごみステーションの管理に関するルールについては、市として明文化した規定は設けておらず、最終的には利用者の皆様に決めていただいている。ただし、そのルールに関して、トラブルが発生している場合は、管轄の環境事業所にて、ご相談内容に応じ、ルール作成の助言等の支援を行っている。

2 ルール作成の助言等の支援機関

- (1) 名称：花見川・稲毛環境事業所
- (2) 所在：千葉市稲毛区宮野木町2 1 4 7－7
- (3) 電話：0 4 3－2 5 9－1 1 4 5

3 相談例（町内自治会未加入者のごみステーション利用に関すること）

町内自治会未加入者のごみステーションの利用を禁止する措置は認められないとする裁判例等※を踏まえ、町内自治会等に参加せずとも、公平性を担保する方法等をご案内している。

例1：掃除当番への参加、例2：ごみステーションの管理費用の負担等

※裁判例等

- (1) 神戸地方裁判所 令和3年 9月22日 判決
- (2) 大阪高等裁判所 令和4年10月13日 判決
- (3) 福井地方裁判所 令和7年 4月16日 判決

議 案

議案第 1 号 令和 7 年度事業報告

議案第 2 号 令和 7 年度収入支出決算報告

議案第 3 号 令和 7 年度収入支出決算監査報告

議案第 4 号 令和 8 年度会長及び副会長（案）の承認について

議案第 5 号 令和 8 年度監事の選任

議案第 6 号 令和 8 年度主要事業方針（案）

議案第 7 号 令和 8 年度収入支出予算（案）

令和7年度事業報告について

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会は、令和7年度の事業方針に基づき、次のとおり会議等を開催し、事業を推進した。

	事業方針		事業報告
1	町内自治会の加入促進に関すること	未加入世帯やマンション等へ町内自治会の必要性を周知し、市内6区でも高い町内自治会加入率を堅持する。	・加入促進リーフレットの作成・配付を行った。 ・市政だよりにより自治会の活動内容や加入促進に関する記事を掲載するなど、広く周知した。
2	要望事項等の解決推進に関すること	区内各地域に存在する諸問題に関する区連協要望事項・市連協要望事項及び地域に身近な要望等を、行政と協議しながら、解決推進を図る。	・市へ各地区の諸問題や地域の身近な要望を提出し、解決推進を図った。 詳細は P23～P43 を参照
3	研修視察の実施に関すること	地域活動に資する研修を実施し、各単位町内自治会活動の充実と会員間の協調・親睦を図る。	・千葉市のごみ処理をテーマとした研修を実施し、各単位町内自治会活動の充実と会員間の協調・親睦を図った。 詳細は P9～P11 を参照
4	区民相互の交流に関すること	他団体と連携しながら、世代を超えた区民相互の交流を通じ、連帯意識を高め、地域社会の発展に寄与する。花見川区民まつりへの協力を行い、内容の充実を図る。	・花見川区民まつりにおいて、地区連協より実行委員を推薦し、事業協力・広報等を行った。
5	防災対策への一層の協力・要請に関すること	区と連携しながら、自助・共助による災害時の対応力や防災力の向上を図り、減災体制の確立を目指す。	・区と連携し、区主催の研修会への参加を促した。
6	安全・安心なまちづくりの推進に関すること	地域の安全のため、防犯パトロール及びボランティア等と連携し、地域防犯体制の強化を図る。	

【会議等の開催状況】

令和7年4月11日 第1回理事会	花見川区役所会議室において、理事会を開催した。 【議題】 1 令和7年度役員選出について 上記事項について協議し、令和7年度役員候補者を選出した。 2 令和7年度通常総会について 上記事項について説明し、総会資料・役割分担・功労者表彰の表彰者の確認を行った。 3 令和7年度要望事項について 上記事項について説明し、提出を依頼した。 ・その他 ① 令和6年度ごみ問題検討委員の選出について 上記事項について委員3名を選出した。 ② 地区連協交付金の申請について 上記事項について説明した。
令和7年4月11日 会計監査	花見川区役所において、出納関係書類の監査を実施し、決算は計数的に正確であり内容も適正なものと認定された。 【議題】 1 令和6年度事業報告及び収入支出決算監査 (事業報告書・収入支出決算書) 2 書類監査(出納書類、預金通帳確認) 3 監査講評

令和7年5月9日 第2回理事会	花見川区役所会議室において、理事会を開催した。 【議題】 1 令和7年度通常総会の進行について 上記資料について承認された。 ・その他 ① 令和7年度花見川区区民まつりの役割分担について ② 令和7年度区連協要望について ③ 花見川区地区町内自治会連絡協議会交付金について ④ 参議院議員通常選挙の立会人推薦について 上記4事項について説明した。
令和7年5月17日 通常総会	花見川区役所会議室において通常総会を開催し、下記の事項について報告及び承認された。 【会務報告】 ・令和6年度町内自治会の異動について 【議案審議】 ・令和6年度事業報告について ・令和6年度収入支出決算報告について ・令和6年度収入支出決算監査報告について ・令和7年度会長及び副会長（案）の承認について ・令和7年度監事の選任について ・令和7年度主要事業方針（案）について ・令和7年度収入支出予算（案）について

令和7年6月27日 第3回理事会	花見川区保健福祉センター会議室において、理事会を開催した。 【議題】 1 令和7年度区連協要望事項について 2 令和7年度研修事業について 上記事項について協議し、令和7年度市連協要望及び区連協要望について決定した。また、研修事業の日程等について協議した。 ・その他 ① 区連協への負担金について 上記事項について依頼した。 ② 区町内自治会連絡協議会運営補助金の交付について 上記事項について、交付時期を報告した。 ③ 地区連協交付金の交付について 上記事項について、交付時期を報告した。
令和7年10月7日 第4回理事会	花見川保健福祉センター会議室において、理事会を開催した。 【議題】 1 令和7年度区連協要望事項について 2 令和7年度研修事業について 上記事項について協議し、要望事項に対する市各所管の回答を確認した。また、研修の日程等を決定した。 ・その他 ① 区町内自治会連絡協議会運営補助金の交付について ② 地区連協交付金の交付について 上記2事項について、交付が完了した旨報告した。

令和7年10月26日 花見川区民まつり	会場：花島公園、区内各中学校 地域の支援のもと、各地区連協等より実行委員および協力員を推薦し、事業協力・広報等を行った。 当日はあいにくの天候であったものの、花島公園をメイン会場とし、盛大に開催された。ステージでは、ダンスや吹奏楽等が披露されたほか、模擬店、フェアトレードコーナー、こども広場の催し、ミニ新幹線乗車体験等を実施した。別会場の区内中学校では、家族バレーボール大会を実施した。 来場者数 22,000人
令和7年12月2日 研修視察 参加者 34名 (事務局職員3名含む)	視察先 (1) 千葉市 新浜リサイクルセンター (2) 千葉市 新港クリーン・エネルギーセンター 研修テーマ 千葉市のごみ処理 ～持続可能なまちづくりと脱炭素への貢献～ ※詳細は別紙「令和7年度花見川区連協研修会報告書」のとおり
令和8年1月9日 第5回理事会	花見川保健福祉センター会議室において、理事会を開催した。 【議題】 1 令和8年度通常総会までのスケジュールについて上記について確認した。 2 地区連交付金の実績報告について上記について説明し、実績報告の提出を求めた。

令和8年3月13日
第6回理事会

花見川保健福祉センター会議室において、理事会を開催した。

【議題】

- 1 令和7年度事業報告について
- 2 令和7年度収入支出決算見込みについて
- 3 令和8年度主要事業方針（案）について
- 4 令和8年度収入支出予算（案）について
- 5 令和8年度通常総会における功労者表彰対象者の推薦について
- 6 令和8年度通常総会における役割分担について
- 7 その他、報告連絡事項

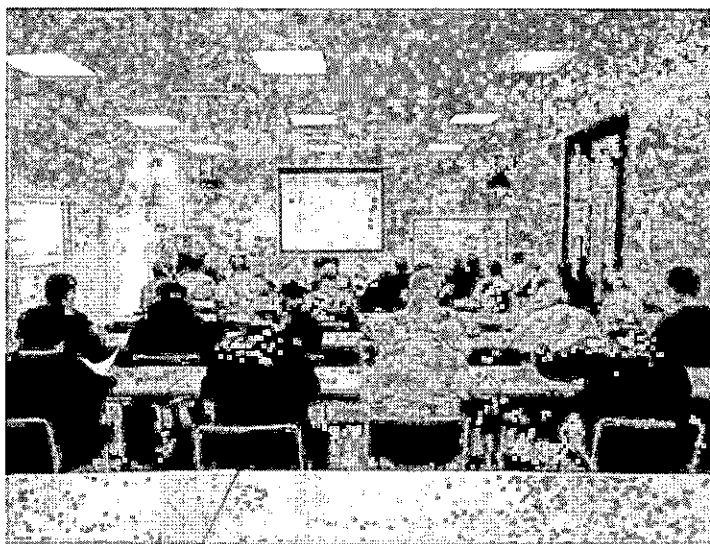
上記事項について協議し、通常総会での役割等について確認した。

令和7年度花見川区連協研修視察報告書

- 1 テー マ 千葉市のごみ処理 ～持続可能なまちづくりと脱炭素への貢献～
- 2 目 的 千葉市のごみ収集後の処理過程を視察して、排出ルールの基本を理解・再確認し、家庭ごみ排出のさらなる適正化の推進を図る。
- 3 日 時 令和7年12月2日(火)
- 4 研修視察先 ①千葉市 新浜リサイクルセンター(千葉市中央区)
②千葉市 新港クリーン・エネルギーセンター(千葉市美浜区)
- 5 参 加 者 31人
- 6 研修内容

(1) 千葉市 新浜リサイクルセンターの見学

初めに、研修室Ⅰにおいて、職員より、新浜リサイクルセンターの概要を説明してもらった後、映像にて「施設紹介動画と充電電池発火実験動画」確認し、収集後の資源物、不燃・粗大ごみ及び有害ごみの処理方法等についての理解を深めた。



新浜リサイクルセンターの概要説明後、施設内を見学し、回収された資源物、不燃・粗大ごみ及び有害ごみが、その後、どのように処理されているかなどの説明があった。見学中に参加者より質問をするなどの様子が見られた。

【見学の様子】



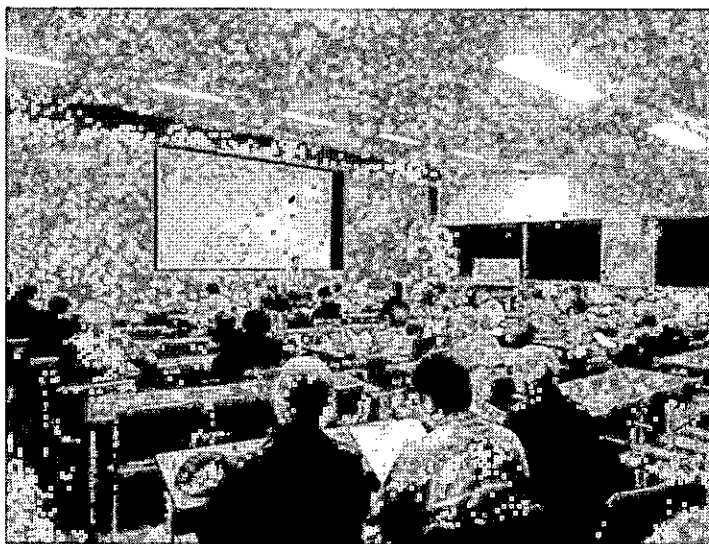
＜施設の概要＞

不燃ごみ・粗大ごみ処理ライン
資源ごみ処理ライン

処 理 能 力：125トン／5時間
缶類処理能力：50トン／5時間
びん類処理能力：45トン／5時間

(2) 千葉市 新港クリーン・エネルギーセンターの見学

初めに、見学者説明室において、職員より、新港クリーン・エネルギーセンターの概要を説明してもらった後、映像にて「施設紹介動画」を確認し、収集後の可燃ごみの処理方法等についての理解を深めた。



新港クリーン・エネルギーセンターの概要説明後、施設内を見学し、回収された可燃ごみが、その後、どのように処理されているかなどの説明があった。見学中に参加者より質問をするなどの様子が見られた。

【見学の様子】



＜施設の概要＞

焼却能力：435トン／日（145トン／24h×3基）

炉形式：全連続焼却式焼却炉（ストーカー式）

発電方式：ごみ発電方式

発電能力：9,170キロワット

今回の研修視察を通して、家庭から排出されるごみがどのように処理されているかの過程を直接見学することで、千葉市のごみを取り巻く環境への理解を深めるとともに、分別やりサイクル、ごみ削減の大切さを再確認するできた。

令和7年度 収入支出決算書

収 入

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会 (単位: 円)

科 目		令和7年度予算額	収入済額 ①+②	内訳		比較増減	摘 要
項	目			市補助金 ①	会費② (自主財源)		
補助金	区連協補助金	1,532,000	1,532,000	1,532,000	0	0	地区連協交付金含む
負担金	負担金	45,000	45,000	0	45,000	0	地区連協負担金
事業費	研修費	72,000	112,000	0	112,000	40,000	研修視察参加者自己負担分
繰越金	前年度繰越金	248,545	248,545	0	248,545	0	
雑収入	雑収入	10	1,169	0	1,169	1,159	預金利子
計		1,897,555	1,938,714	1,532,000	406,714	41,159	

支 出

科 目		令和7年度予算額	支出済額 ①+②	内訳		比較増減	摘 要
項	目			補助対象 ①	補助対象外 ②		
事務費	事務費	350,000	215,809	215,809	0	▲ 134,191	町内自治会のしおり郵送代、事務用品代他
会議費	総会費	130,000	76,868	76,868	0	▲ 53,132	総会案内、資料郵送代他
	役員会議費	10,000	0	0	0	▲ 10,000	三役会・理事会費用他
表彰費	表彰費	75,000	50,000	50,000	0	▲ 25,000	受賞者記念品代他
事業費	研修費	236,000	229,000	105,800	123,200	▲ 7,000	
	広報費	80,000	76,670	76,670	0	▲ 3,330	自治会加入促進リーフレット作成
旅費	費用弁償	101,000	80,000	80,000	0	▲ 21,000	理事、監事への旅費
交際費	交際費	30,000	8,110	0	8,110	▲ 21,890	名刺交換会、慶弔費他
予備費	予備費	62,855	0	0	0	▲ 62,855	
交付金	地区連協交付金	822,700	822,700	822,700	0	0	
計		1,897,555	1,559,157	1,427,847	131,310	▲ 338,398	

収入済額(合計)	1,938,714円	—	支出済額(合計)	1,559,157円	=	379,557円	【残金】
収入済額(補助金)	1,532,000円	—	支出済額(補助対象経費)	1,427,847円	=	104,153円	【戻入額】
⇒【残金】	379,557円	—	【戻入額】	104,153円	=	275,404円	【次年度への繰越額】

令和7年度収入支出決算監査報告

監査対象

令和7年度千葉市花見川区町内自治会連絡協議会

収入支出決算書及び関係帳簿証書等

監査期日

令和8年4月10日

監査結果

- ① 現金出納の適否については、正確であり適正に管理されていると認める。
- ② 収入支出決算書及び関係帳簿証書等の整備は適正であると認める。

令和8年4月10日

監 事

※署名の場合は押印を省略することができる

監 事

※署名の場合は押印を省略することができる

令和 8 年 度

会長及び副会長（案）の承認について

会 長

副会長

副会長

令和8年度
監事の選任

監事

監事

令和8年度主要事業方針（案）

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会は、会則に掲げられた目的を達成するため、市及び区役所と連携を密にして協力し合い、次の事業を行う。

1 町内自治会の加入促進に関すること

未加入世帯やマンション等へ町内自治会の必要性を周知し、市内6区でも高い町内自治会加入率を堅持する。

2 要望事項等の解決推進に関すること

区内各地域に存在する諸問題に関する区連協要望事項・市連協要望事項及び地域に身近な要望等を、行政と協議しながら、解決推進を図る。

3 研修の実施に関すること

地域活動に資する研修を実施し、各単位町内自治会活動の充実と会員間の協調・親睦を図る。

4 区民相互の交流に関すること

他団体と連携しながら、世代を超えた区民相互の交流を通じ、連帯意識を高め、地域社会の発展に寄与する。

花見川区民まつりへの協力を行い、内容の充実を図る。

5 防災対策への一層の協力・要請に関すること

区と連携しながら、自助・共助による災害時の対応力や防災力の向上を図り、減災体制の確立を目指す。

6 安全・安心なまちづくりの推進に関すること

地域の安全のため、防犯パトロール及びボランティア等と連携し、地域防犯体制の強化を図る。

令和 8 年度会議予定（案）

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会は、事業方針に基づき、次のとおり会議等を開催し、運営上必要な事項について審議する。

年 月	内 容	備 考
通 年	加入促進活動	リーフレット・チラシ配布等
通 年	防災・防犯に関すること	
令和 8 年 4 月 1 0 日	理事会①	令和 8 年度役員の選出 令和 8 年度総会資料の確認等
	会計監査	令和 7 年度会計監査
令和 8 年 5 月 8 日	理事会②	令和 8 年度総会の諸準備等
令和 8 年 5 月 1 6 日	通常総会	令和 8 年度通常総会
令和 8 年 7 月	理事会③	要望内容の確認・提出等 研修の方針等
令和 8 年 1 0 月	理事会④	要望事項の回答等 研修等
	区民まつり	事業協力・広報等
令和 8 年 1 1 月	研修	
令和 9 年 1 月	理事会⑤	研修決算報告等
令和 9 年 3 月	理事会⑥	令和 8 年度事業報告 令和 8 年度決算見込み 令和 9 年度事業計画案 令和 9 年度収入支出予算案等

令和8年度 収入支出予算書 (案)

収 入

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会 (単位: 円)

科 目		本年度予算額 ①+②	内 訳		前年度予算額	比 較 増 減	前年度実績額	摘 要
項	目		市補助金 ①	会費② (自主財源)				
補 助 金	区 連 協 補 助 金	1,526,000	1,526,000		1,532,000	▲ 6,000	1,532,000	地区連協交付金含む
負 担 金	負 担 金	45,000		45,000	45,000	0	45,000	地区連協負担金
事 業 費	研 修 費	72,000		72,000	72,000	0	112,000	研修視察参加者自己負担分
繰 越 金	前 年 度 繰 越 金	275,404		275,404	248,545	26,859	248,545	
雑 収 入	雑 収 入	10		10	10	0	1,169	預金利子
計		1,918,414	1,526,000	392,414	1,897,555	20,859	1,938,714	

支 出

科 目		本年度予算額 ①+②	内 訳		前年度予算額	比 較 増 減	前年度実績額	摘 要
項	目		補助対象 ①	補助対象外 ②				
事 務 費	事 務 費	350,000	350,000		350,000	0	216,029	町内自治会のしおり郵送代、事務用品代他
会 議 費	総 会 費	130,000	130,000		130,000	0	76,868	総会案内、資料郵送代他
	役 員 会 議 費	10,000	10,000		10,000	0	0	三役会・理事会費用他
表 彰 費	表 彰 費	75,000	75,000	0	75,000	0	50,000	受賞者記念品代他
事 業 費	研 修 費	236,000	164,000	72,000	236,000	0	229,000	視察研修会費用
	広 報 費	80,000	80,000		80,000	0	76,670	自治会加入促進リーフレット作成
旅 費	費 用 弁 償	101,000	101,000		101,000	0	80,000	理事、監事への旅費
交 際 費	交 際 費	30,000	0	30,000	30,000	0	8,110	名刺交換会、慶弔費他
予 備 費	予 備 費	88,954	0	88,954	62,855	26,099	0	
交 付 金	地 区 連 協 交 付 金	817,460	817,460		822,700	▲ 5,240	822,700	
計		1,918,414	1,727,460	190,954	1,897,555	20,859	1,559,377	

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は千葉市花見川区町内自治会連絡協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、花見川区役所内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(目 的)

第3条 本会は、花見川区町内自治会連絡協議会相互の連絡、協調と親睦を図り、これらを通して区内の町内自治会活動を積極的に推進し、区行政に協力するとともに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組 織

(組 織)

第4条 本会は、原則として花見川区の町内自治会長を会員とし、別表の地区町内自治会連絡協議会をもって組織する。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 町内自治会および地区町内自治会連絡協議会との連絡調整に関すること。
- (2) 住民相互の融和及び連帯意識の高揚に関すること。
- (3) 町内自治会に共通する問題について調査研究を行なうこと。
- (4) 千葉市町内自治会連絡協議会及び関係当局その他の団体との連絡及び協力に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(役 員)

第6条 本会は次の役員を置く。

会 長	1名	理 事	若干名
副会長	2名	監 事	2名
会 計	2名		

(役員を選出)

第7条 会長及び副会長は、理事の互選により選出し総会の承認を受けるものとする。

- 2 会計は、理事のうちから会長が選任し理事会の承認を受けるものとする。
- 3 理事は、地区町内自治会連絡協議会長をもってこれに充てるものとする。
- 4 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。

(役員の仕事)

第8条 会長は本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 3 会計は、会長の指示を受けて本会の会計及び経理を司る。
- 4 理事は、理事会を組織し会長の指示を受けて会務を司る。
- 5 監事は、本会の経理を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

(専門部会)

第10条 本会の目的達成のため、専門部会を設けることができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、理事会にはかり会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第3章 会 議

(会 議)

第12条 会議は、総会、理事会及び三役会とする。

(総 会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年度当初に、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の請求があったときに開催する。

3 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業会計及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) その他重要な事項

4 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第14条 理事会は、会長が必要があると認めたときに、会長が召集し、会長が議長となる。

2 理事会は、本会の運営上必要な事項について審議する。

3 会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(三役会)

第15条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって組織する。

2 三役会は、会長が必要があると認めたときに、会長が召集し、会長が議長となる。

3 三役会の審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 理事会に提出する事項の審議に関すること。
- (2) 会務の執行上必要なこと。

第4章 会 計

第16条 本会の経費は、負担金、寄付金、補助金及びその他をもって充てる。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第5章 補 則

第18条 本会則の改正は総会の議決によるものとする。ただし、別表の変更については、理事会の承認によることができる。

第19条 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

附 則

1 この会則は、平成4年5月16日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成7年5月20日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成19年5月12日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成28年5月21日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成29年4月7日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和5年4月1日から施行する。

各地区連絡協議会一覧表 (別表)

地 区	小 学 校 区
花園中学校区 (第7地区)	検見川小学校 畑小学校 花園小学校 瑞穂小学校
こてはし台中学校区 (第10地区)	こてはし台小学校 横戸小学校
幕張中学校区 (第11地区)	幕張小学校 幕張東小学校 幕張南小学校
花見川中学校区 (第22地区)	花見川小学校 柏井小学校 花島小学校
天戸中学校区 (第35地区)	長作小学校 作新小学校
さつきが丘中学校区 (第40地区)	さつきが丘東小学校 さつきが丘西小学校
犢橋中学校区 (第42地区)	犢橋小学校
朝日ヶ丘中学校区 (第46地区)	西小中台小学校 朝日ヶ丘小学校
幕張本郷中学校区 (第48地区)	上の台小学校 西の谷小学校

令和 7 年度

**花見川区町内自治会連絡協議会
要望事項**

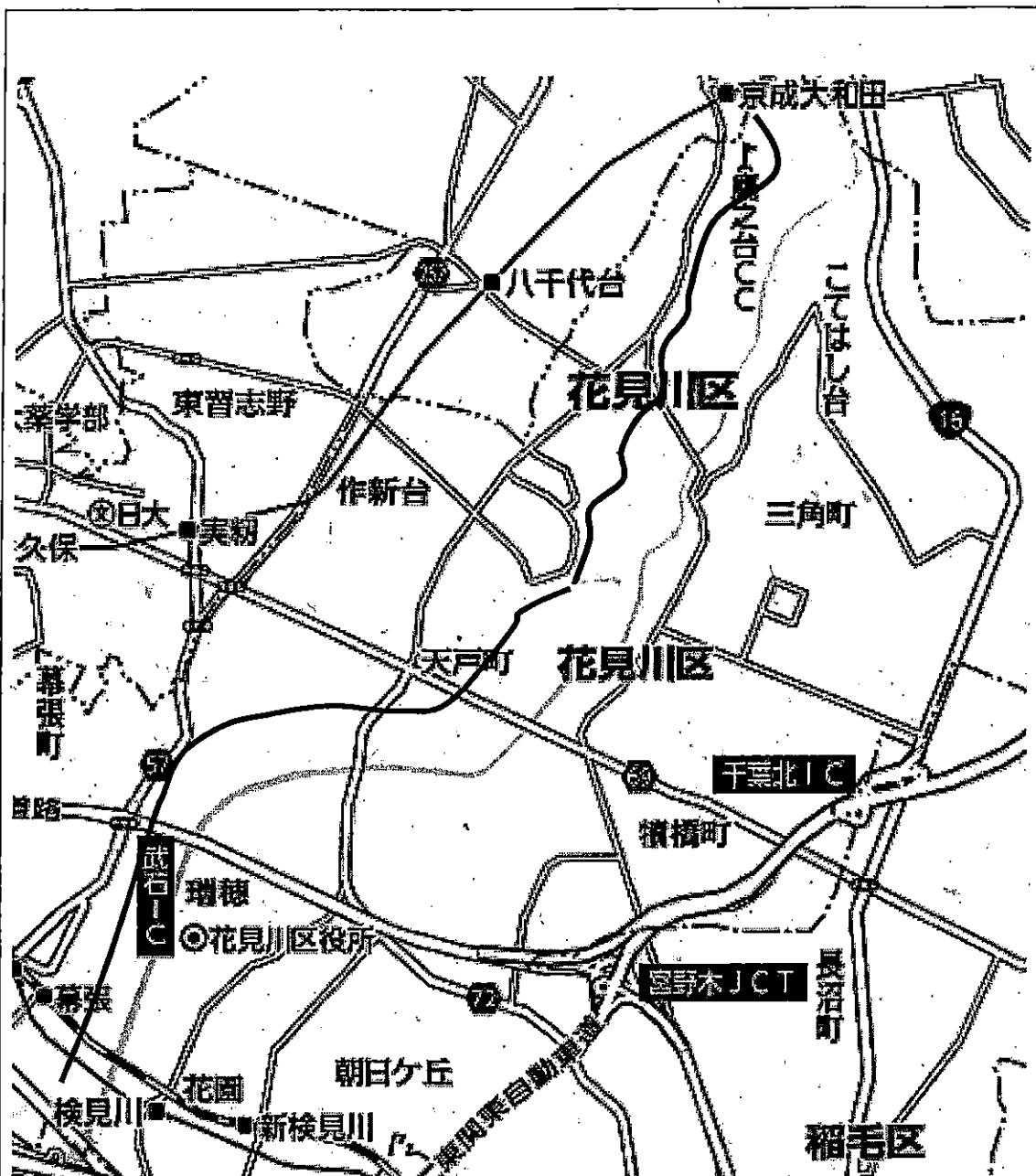
**千葉市町内自治会連絡協議会
(花見川区分) 要望事項**

令和7年度市連協要望・花見川区連協要望回答依頼先一覧

No	地 区	要 望 事 項	担当課名	市連協要望 ／区連協要望
1	第7地区	花見川河川敷の環境整備と観光資源としての活用について	都市局都市政策課 都市局公園緑地部緑政課 都市局公園緑地部花見川・稲毛公園緑地事務所	市連協要望
2	第7地区	大賀ハスのふるさと 東大旧緑地植物実験所の今後の展望について	総合政策局総合政策部政策調整課	区連協要望
3	第10地区	大日町4号線から国道16号への右折専用レーン設置及び同交差点から三角町に向かって100m区間の道路・歩道の整備	建設局道路部道路計画課 建設局道路部街路建設課	区連協要望
4	第10地区	大日町地先宇那谷町18号線と三角町54号線交差点の改善	建設局道路部道路計画課	区連協要望
5	第11地区	幕張町5丁目交差点を中心とした、県道205号線及び若葉方面へ向かう公道にある横断歩道への信号機設置の要望	市民局市民自治推進部地域安全課	区連協要望
6	第11地区	幕張ハウス下の交差点に信号機設置の要望	市民局市民自治推進部地域安全課	区連協要望
7	第22地区	市道天戸町・柏井町線の柏井小学校前交差点から八千代市ファミリーマート前信号までの拡幅整備（約100m）について	建設局道路部道路計画課	区連協要望
8	第22地区	柏井小学校前信号から弁天橋までの拡幅整備（横戸町78号線）について	建設局道路部道路計画課	区連協要望
9	第42地区	県道69号線横橋広尾十字路右折レーンの新設	建設局道路部道路計画課	区連協要望

令和7年度 市連協要望 事項

要 望 事 項	花見川河川敷の環境整備と観光資源としての活用について
要 望 理 由	区内を流れる一級河川である「花見川」は区の名称になっているように、市（区）における重要な資源として認識しており、花見川を観光資源として活用できるよう整備することで、多くの人々を呼び込み、また、自然環境向上のメリットが得られるものと考えます。 しかし、残念ながら美浜区から花見川区に遡ったあたりから兩岸とも整備されたとは言い難い様相を示しています。 花見川区流域も千葉市のウォーターフロントとして、河川の魅力を最大限引き出して、活気あるまちとなるよう整備していただきたいと思います。 まず、花見川サイクリングコースですが、ここは残念ながら本格的なサイクリングロードとなっておりません。ですが、通勤・通学などの生活道路として使用され、さらにウォーキングや散歩が加わり、地域にとって日々の交通手段や余暇活動の場として、重要な道路となっています。 ついては、サイクリングロードと生活道路を両立させるために、さらなる安全性を考慮した整備に取り組んでいただくようお願いします。 注意を促す標識やロードペインティングは多少増えましたが、いまだに暴走自転車を見かけます。 誰もが安全にコースを利用できるよう、わかりやすい案内表示や注意喚起を行うこと等、より一層の改善が必要と考えます。 また、葦などの伐採を行っていただき、河川敷の景観が見違えるほどにきれいになりました。関係者の皆様のご努力に感謝いたします。 引き続き、河川敷の景観整備を進めていただきますよう要望いたします。 花見川周辺のより一層の開発を期待しますが、花見川の自然を守ることも必要です。千葉市にとって誇れる場所です。川岸の桜の成長に伴い、護岸の傷みも増えています。 自然の豊かさに加えて災害対策は万全でしょうか。安易な桜の伐採はやめていただきたいですが、護岸の強化などの措置をしていただきたいです。 また、千本桜緑地の桜を中心に天狗巣病（てんぐすびょう）が見受けられます。病気にかかった桜の対策（枝の除去）についても併せて要望します。



回答

令和6年に「千葉うみさとライン協議会」を立ち上げ、水辺のアクティビティや3市を巡るサイクルツアーといった広域イベントの開催、専用ホームページによる沿川エリアの活動や魅力の情報発信等に取り組んでおり、花見川千本桜緑地では、住民とのワークショップをもとに整備したウッドデッキを活用し、滞在空間を創出する社会実験を桜の季節に実施しております。

引き続き、市民ニーズを踏まえながら、さらなる花見川エリアの活性化方策を検討してまいります。

花見川サイクリングコースについては、安全な利用環境の向上に向け、継続的に舗装修繕を実施していくとともに、佐倉市及び八千代市と連携し、統一的

でわかりやすいサイン（路面標示や案内標識等）の設置を検討しております。

河川沿いの維持管理については、日頃、草刈り等にご協力くださり、誠にありがとうございます。市ではサイクリングコース沿いの草刈りを年3～4回、引き続き、実施してまいります。

花見川千本桜緑地の桜の天狗巣病については、現地の状況を確認し、必要な措置を検討してまいります。

護岸の傷みや強化への対応については、河川管理者である千葉県に伝えてまいります。

（都市政策課）

（緑政課）

（花見川・稲毛公園緑地事務所）

地区連名	花園中学校区 町内自治会連絡協議会	会長名	
------	----------------------	-----	---

令和7年度 花見川区連協要望 事項

要 望 事 項	大賀ハスのふるさと 東大旧緑地植物実験所の今後の展望について
要 望 理 由 東大が旧緑地植物実験所から撤退してから、その後を地元の自治会などで構成する大賀ハスのふるさとの会が管理し、大賀ハスなど多くの花ハスの栽培を継続して本年度で14年目に入りました。 おかげさまで千葉市や花見川区のご支援のもと、地域の協力やボランティアの参加を得て観蓮会を継続することができました。 大賀博士による大賀ハス発祥の地として、また、大賀ハス開花の地に隣接する東大旧緑地植物実験所で活動する大賀ハスのふるさとの会にとって、大変喜ばしい、また誇らしいことであります。 一昨年には、千葉県より「ちば文化資産」として「千葉市の花オオガハス」選定され、我々の活動の大きな励みになっております。 また、発足以来続けられている〇〇氏のご指導と献身的な援助がなければ、このようなハス圃場を維持することはできないことを付け加えさせていただきます。 私たちは今後も一層努力して、この事業を継続してまいりますので、今後ともご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。 この土地は千葉市の貴重な里山であり、文化遺産でもあります。 私たちがここで大賀ハスをはじめ多くの花ハスを栽培すればするほど、この環境の素晴らしさを感じています。 そしてなんとかしてこの土地を長く活用していきたいという気持ちが強くなってまいります。 大賀ハスは千葉市の都市アイデンティティの戦略プランの一つとして取り上げられており、この地はまさにそれにふさわしい場所です。 私たちは、千葉市が大賀ハスの発祥の地として、もっと声を大きくしてPRしてよいと思います。 そのPR手法の一つとして、私たちは以下を提案したいと思います。 ①「旧緑地植物実験所」を「大賀ハス記念公園」として活用する。 ②花ハス圃場の継承 ③里山状の敷地全体の環境保全 ④児童・生徒の研修の場所として活用	

回答

日頃より、オオガハスの育成・文化の伝承および普及活動に取り組んでいただきありがとうございます。

東京大学旧緑地植物実験所用地において、地元の市民団体（大賀ハスのふるさとの会）の皆様がハスの管理・育成を行い、観蓮会を継続して行える環境が維持できるように、引き続き東京大学に対して、同実験所用地の無償貸借の継続をお願いして参ります。

（政策調整課）

地 区 連 名	花園中学校区 町内自治会連絡協議会	会 長 名	
---------	----------------------	-------	---

令和7年度 花見川区連協要望 事項

要望事項

大日町4号線から国道16号への右折専用レーン設置及び同交差点から三角町に向かって100m区間の道路・歩道の整備

要望理由

大日町4号線から国道16号へ右折する専用レーンの設置をお願いしたい。

当該交差点は特別支援学校そばに位置し、交通量増大が顕著であります。

右折レーンがないため、特に朝夕の大渋滞が地域社会の生活に大きな影響が発生しています。特に、4号線の内陸部には大型車両の基地が多く見られ、交通量が増えています。

また、16号線の三角町寄りでは、交差点より100m区間の歩道が未整備かつ道路も未完成であり、早急に普通の道路に整備していただきたい。



回答

大日町4号線の国道16号との交差点部の右折専用レーンの設置については、千葉県公安委員会との協議が整ったことから、事業を実施するために必要な用地の取得に向け、交渉を行っているところです。

また、対向の三角町側の道路・歩道の整備につきましても、必要な用地の取得に向け、交渉を進めているところです。

(道路計画課)

(街路建設課)

地区連名	こてはし台中学校区 町内自治会連絡協議会	会長名	
------	-------------------------	-----	---

令和7年度 花見川区連協要望 事項

要 望 事 項	大日町地先宇那谷町18号線と三角町54号線交差点の改善		
要 望 理 由	同交差点は、鋭角に交差し、「み春野」、「大日町」からこてはし台小学校への通学路にあたることから、子どもたちの安全確保のため、是非とも交差点の改良をお願いします。		
回答	当該交差点は、宇那谷町18号線と三角町54号線の交差角が鋭角で曲がりづらい形状となっているため、現在、改良の検討を進めておりますが、交差点形状について千葉県公安委員会との協議に時間を要しているところです。 今後、千葉県公安委員会との協議が整い次第、地元説明会を実施する予定としております。 (道路計画課)		
地 区 連 名	こてはし台中学校区 町内自治会連絡協議会	会 長 名	

令和7年度 花見川区連協要望 事項

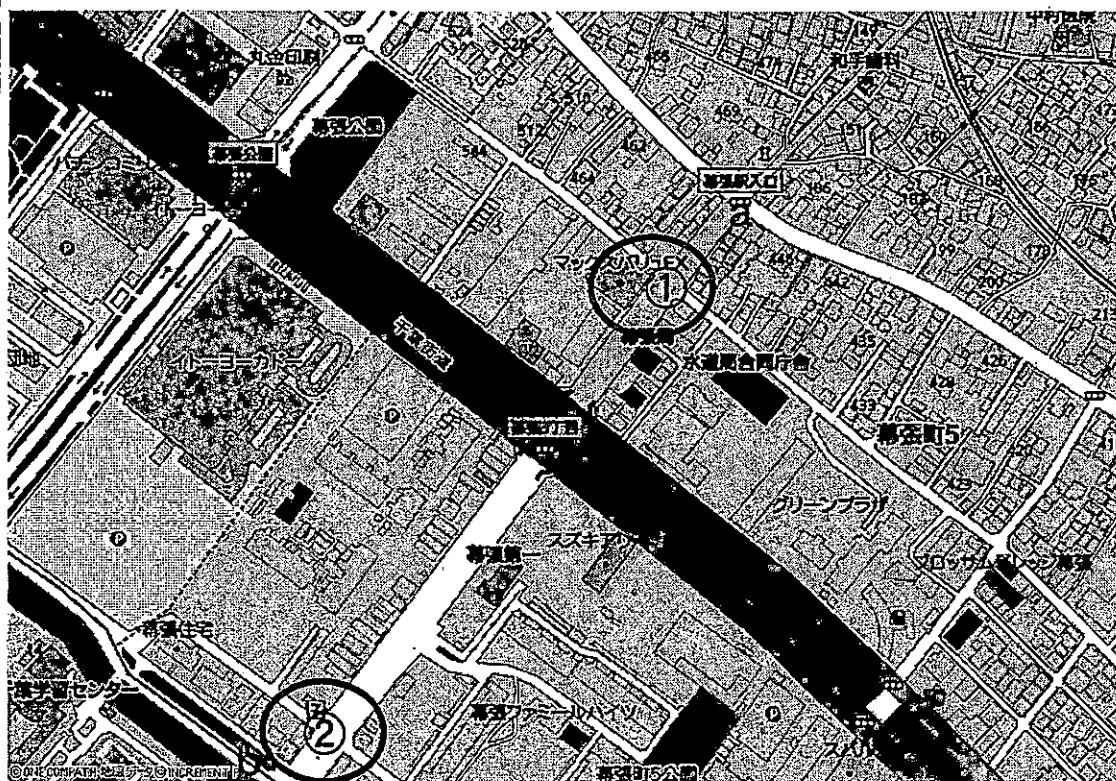
要 望 事 項	幕張町5丁目交差点を中心とした、県道205号線及び若葉方面へ向かう公道にある横断歩道への信号機設置の要望
要 望 理 由 当地区連絡協議会にて、過去要望した「幕張5丁目交差点の横断歩道化」につきまして、多大なるご尽力により実現し、近隣住民の利便と安全を確保いただいたところでございます。 このことにつきまして心より感謝申し上げます。 さて、当地区におきましては幕張5丁目交差点以外においても、人身事故に繋がる危険な横断歩道があります。 そこで、更なる地域の安心・安全確保の為に、以下に記述いたします横断歩道について、信号機の設置を要望致します。 1. 信号機設置要望箇所 ①マックスバリュエクスプレス幕張店前交差点：添付地図① (幕張町5丁目417-15) ②セブンイレブン幕張5丁目店前交差点：添付地図② (幕張町5丁目417-28) 2. 信号機設置の必要性 上記①②のどちらに於いても、通行車両と応談歩行者間で以下3.に記載の様な危険な状況が多く見受けられます。過去に、当該交差点において人身事故が現に発生しており、横断歩行者、車両運転手の注意に任せる事には限界を感じており、信号機の設置が必須と考えます。 3. 現環境と交通事故発生につながる危険事例 (添付図参照) 1) ①②の横断歩道に於いては、その横断歩道のすぐ先に信号機が設置されております。(図中a及びb) 2) 幕張5丁目交差点側から①②の横断歩道に向かう車両運転手は、①②の横断歩道においては、その直ぐ先にあるa及びbの信号機に従います。 3) ①②の横断歩道では、横断しようとする歩行者があったとしても、歩行者妨害をする傾向にあります。良識ある車両運転手は、a及びbの信号機が青であったとしても、歩行者妨害をせず停止します。 — 裏面へ続く —	

- 4) この状況で歩行者が横断する場合、停止した車両の後続車両の中には、a 及びbの信号が青である事で、追い越し車線から通過することがあります。
- 5) この際、歩行者からは停止した車両によって、後続の追い越し車両は死角内となり、後続の追い越し車両からも同様に歩行者が停止車両によって死角内となります。
- 6) よって、歩行者と後続の追い越し車両との接触事故に繋がります。

この状況は、日常において確認できる事であり、危険回避をする為には、交通整理のための「人」の配置や、交通取り締まり等を常に継続させる必要がある事となりますが、人為的対処には限界あります。

以上のことから、車両運転手が必然的に停止をする環境とする事で、横断歩行者の安心と安全を確保でき、その為にaやbの既存信号機と連動した信号機か、又は個別押しボタン式信号機を、①②の交差点に設置する事を要望するものです。

何卒、ご理解賜りたくお願い申し上げます。



回答

要望のありました横断歩道への信号機設置につきましては、公安委員会（警察）の所管事項であるため、当該地域を管轄する千葉西警察署に対し、要望いたしました。

これに対し、千葉西警察署からは以下のとおり回答をいただいております。

- 1 マックスバリュエクスプレス幕張店前交差点（幕張町 5 丁目 417-15）について

当該交差点付近には直近に信号交差点が存在しており、信号灯器の誤認を誘発するおそれがあること、また交通の円滑に支障を及ぼす可能性があることから、信号機の設置は困難であるとのことです。

- 2 セブンイレブン幕張 5 丁目店前交差点（幕張町 5 丁目 417-28）について

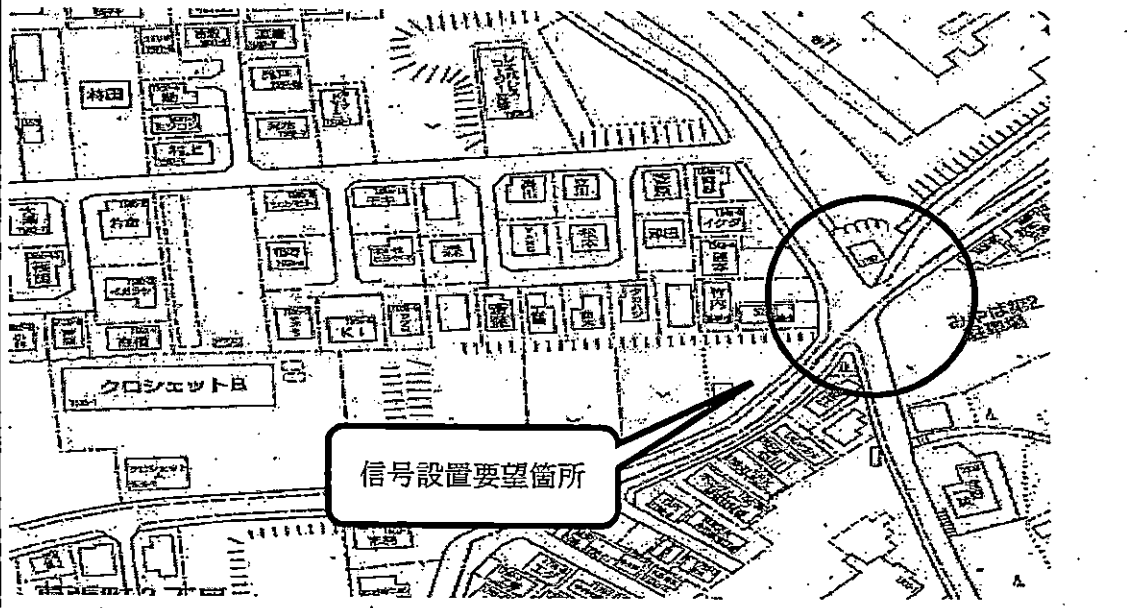
こちらの交差点につきましても、上記 1 と同様の理由により、信号機の設置は困難であるとの回答を受けております。

以上のことから、信号機の設置は現時点では難しい状況ですが、横断歩道における歩行者安全確保に向けて、指導・取締りの強化および街頭監視の充実について、改めて千葉西警察署に要望を行ってまいります。

（地域安全課）

地区連名	幕張中学校区 町内自治会連絡協議会	会長名	
------	----------------------	-----	---

令和7年度 花見川区連協要望 事項

要 望 事 項	幕張ハウス下の交差点に信号機設置の要望
要 望 理 由 この地域は、近年戸建ての住宅が増えて、幕張東小学校へ通う子供達が著しく増えている。 3年前にクラス数が増えたため、教室の増築工事が終わったばかりであるが、令和6年度に入学する生徒が多く予想される為、この秋に又、教室の増築工事が予定されている。 幕張駅から歩いて20分位の所で、戸建ての宅地分譲が計画実施されている。元々農地の為、土地は広く、この状況は暫く続くものと思われる。 幕張東小学校へ通うには、幕張ハウス下の交差点を通らなければならないが、当該交差点は変則的な形をしており、幕張ハウス下の道幅が狭く交差点角の家でパーキング方面から来る車が交差点直前まで行かないと確認出来ない。大人でも大変な思いをして渡っているのが現状です。 信号機を設置するには、車が交差出来なければならないが、幕張ハウス下の部分は広い駐車場に面している為、この部分の用地確保は可能と思われる。 信号機を設置するには、用地の買収や変則的な形の是正など、色々な問題はありますが、これからも、宅地分譲が続く為、この交差点を利用する子供たちの数が益々増えてきます。悲しい事故が起きる前に、是非信号機の設置を早急をお願い致します。	
	

回答

幕張ハウス下の交差点への信号機設置要望につきましては、所管である千葉西警察署に提出いたしました。

これに対し、千葉西警察署からは、信号機の必要性が認められる交差点であり、設置を検討しているものの、安全なすれ違いのための道路幅員の確保や交差点形状の改善が必要であることから、道路管理者と連携して課題の解消に努めるとの回答を得ています。

即時の設置は困難な状況であるため、横断歩道における歩行者の安全確保に向けて、指導・取締りおよび街頭監視の強化を改めて要望してまいります。

(地域安全課)

地 区 連 名	幕張中学校区 町内自治会連絡協議会	会 長 名	
---------	----------------------	-------	---

令和7年度 花見川区連協要望 事項

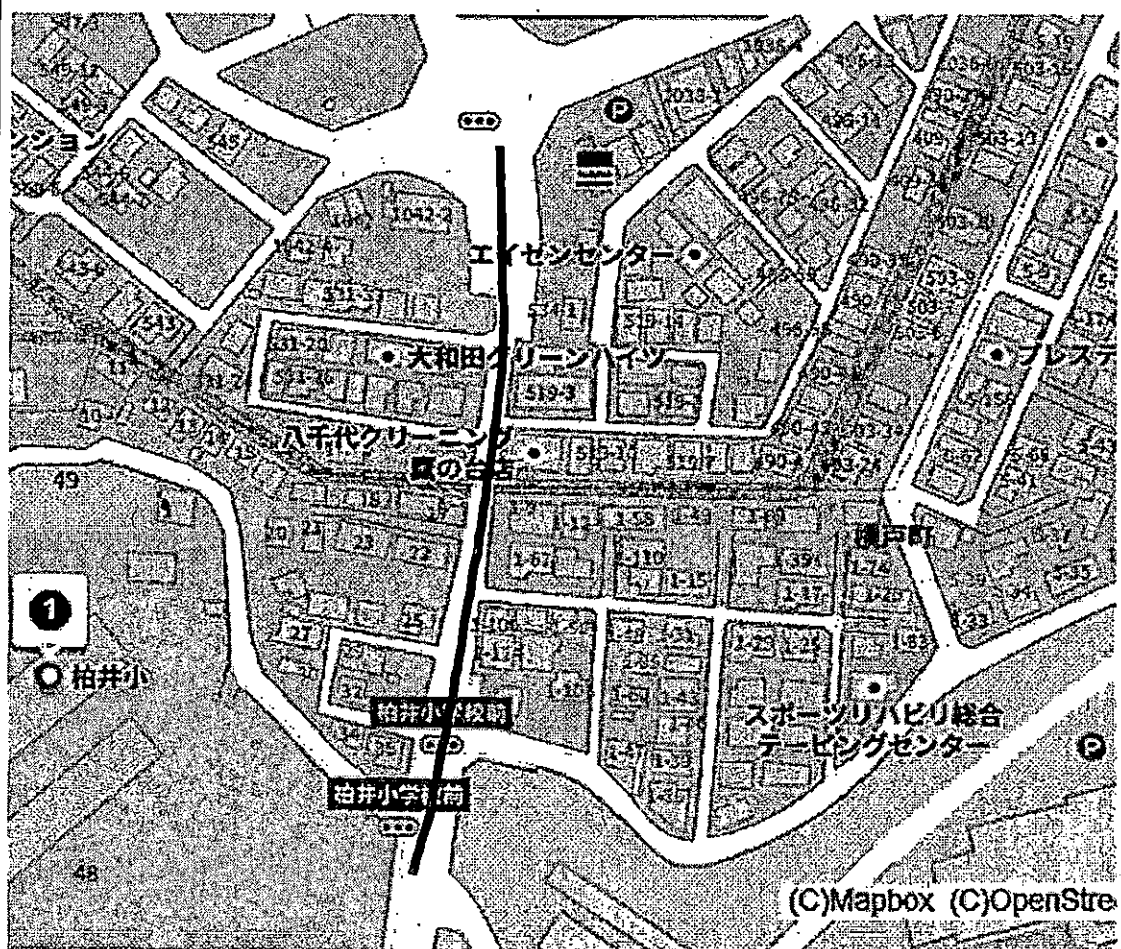
要望事項

市道天戸町・柏井町線の柏井小学校前交差点から八千代市ファミリーマート前信号までの拡幅整備(約100m)について

要望理由

市道天戸町・柏井町線の柏井高校入口から柏井小学校前交差点までの拡幅整備事業は令和4年2月に完成し、歩道、自転車レーンも整備されたので、八千代市ファミリーマート前信号までの約100m(千葉市側、八千代市側含む)の延伸拡幅整備工事の早期着工を要望します。

本道は八千代台駅前通りに接続しています。(昨年に続き5回目の要望)



回答

柏井小学校前交差点から八千代市境までの区間については、柏井小学校前交差点の改良区間を含め、現在、用地の取得を進めているところです。

また、八千代市区間の整備については、当該路線の整備効果を最大限発揮させるため、不可欠であると考えており、本年も八千代市に要望したところです。

(道路計画課)

地区連名	花見川中学校区 町内自治会連絡協議会	会長名	
------	-----------------------	-----	---

令和7年度 花見川区連協要望 事項

要望事項	柏井小学校前信号から弁天橋までの拡幅整備(横戸町78号線)について
要望理由 16号線からの車両が激増しており、朝夕のラッシュ時には鷹の台東9番通り付近まで渋滞している。 また、本道は柏井小学校への鷹の台地区の児童、生徒の通学路になっているだけでなく、花見川中学校への自転車通学の中学生や通勤者の道路にもなっており、車と自転車が混在した接触事故が頻発している。 ゴルフ場側のフェンスには毎年数件の衝突事故が起きている。 鷹の台カンツリー倶楽部も大事故を憂慮しており、拡幅整備せざるを得ないと言っている。 弁天橋付近はゴルフ場側に住宅があるため住宅以外のエリアをゴルフ場側に約4mセットバックし全幅12m道路(車道3m×2=6m、自転車レーン1.5m×2=3m、路上施設帯0.5m×2=1m、歩道2m)とする案。 現況幅員は約8m。 また弁天橋を基準にすると東側の民家もセットバックする必要がある。	
	

回答

当該区間については、交通量が多いこと、また、歩行者や自転車の通行空間が十分に確保されていないことから、道路拡幅などの必要性を認識しており、現在、予備設計を進めるとともに、道路の線形などについて、千葉県公安委員会と協議を行っております。

(道路計画課)

地区連名	花見川中学校区 町内自治会連絡協議会	会長名	
------	-----------------------	-----	---

令和7年度 花見川区連協要望 事項

要 望 事 項	県道69号線犢橋広尾十字路右折レーンの新設
---------	-----------------------

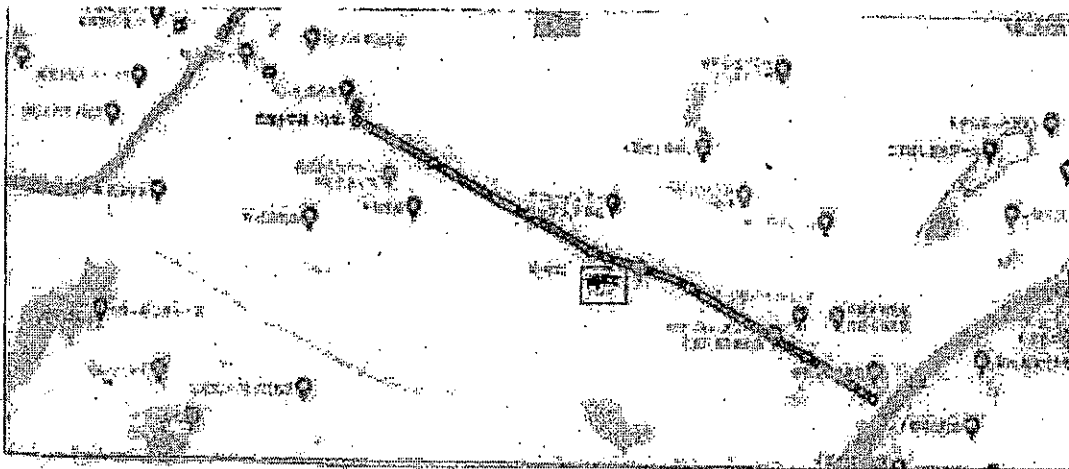
要 望 理 由

地域住民の安全交通の確保と渋滞緩和を図るため、犢橋広尾十字路長沼方面からの道路に右折レーンの設置を要望します。

朝夕の交通量が多いときに花見川大橋方面へ右折する車が2台以上(特に大型車両) 続くと、後続の車が渋滞し長いときは長沼交差点まで約2kmになる事もあります。そのため、交差点を通過するまでに長時間を要します。

また、広尾十字路近隣の住民は渋滞のために、自宅から道路に出るのになかなか出られない等、悩まされています。

この右折レーンの設置には、用地買収が伴うことは十分承知しておりますが、非常に危険な交差点でもあります。地権者に対し、積極的な働きかけをするなど、早期実現に向け特段の取組をお願いします。



回答

当該交差点の東側には右折レーンが設置されておらず、右折滞留による直進阻害により渋滞が発生しており、対策の必要性を認識しております。

今後、他の事業の進捗などを見極めながら、優先順位などを整理し、事業化の時期や整備内容について、検討して参ります。

(道路計画課)

地 区 連 名	犢橋中学校区 町内自治会連絡協議会	会 長 名	
---------	----------------------	-------	---

メモ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dotted lines.

【お問い合わせ】

千葉市花見川区町内自治会連絡協議会事務局

(花見川区地域づくり支援課内)

〒262-8733 千葉市花見川区瑞穂1-1

TEL 043-275-6203 FAX 043-275-6799

chiikizukuri.HAN@city.chiba.lg.jp